

特用林産物消費・流通総合支援対策事業（拡充）

【平成20年度概算決定額 73,998（51,244）千円】
事業のポイント

国産特用林産物の消費の拡大がもたらす様々な恩恵に関する消費者の理解を深めるとともに、消費者ニーズを的確に踏まえた地域の特性に応じた供給体制を確立するため、特用林産物の生産及び必要な資材供給・流通の円滑化と需要の拡大に向けた取組に対して支援を行います。

（特用林産物を巡る現状）

- ・特用林産物の主要品目であるきのこ類について、生産量が増加するとともに、食料自給率が向上しています。

主要10品目の生産量 381千t (H13)→423千t (H18)

きのこ類の食料自給率 76%(H11)→79%(H17)

- ・竹材等の生産の減少により、管理の行き届いた竹林が減少しています。

管理竹林面積（竹材） 52.1千ha (H13)→41.5千ha (H18)

- ・我が国の伝統文化を支える特用林産物の生産が減少しています。

生漆:5.6t (S60)→1.3t (H18) 木蠟:246t (S60)→60t (H18)

政策目標

きのこ類の食料自給率を向上させます
〈78% (H16) →82% (H27)〉

<内容>

特用林産物の生産・流通の円滑化と需要の拡大

収入機会の増大など山村地域において重要な役割を果たしている特用林産物について、生産・流通の円滑化と需要の拡大を図ります。

具体的には、以下の活動に対して助成を行います。

- ① 消費者と生産者とのネットワークの構築を図る全国レベルでの交流、生産から消費にわたる適正な流通を確保するための調査・普及、消費者に対する適切な情報提供等の実施
- ② 山村地域の資源を有効に活用した特用林産物の優良生産地の調査・普及、後継者を養成するための全国レベルでの研修会等の実施
- ③ 山菜等の一般採取者に対するマナー等の普及及び消費者に対して安全・安心な山菜を供給しうる栽培技術の指導等を行うための山の幸ガイドの養成、山菜の加工方法や料理方法の伝承のための調査及び普及等の実施
- ④ 竹林の拡大や中国木炭輸出禁止措置等特用林産物を巡る社会情勢の変化に対応した新たな用途による製品の全国的な利用の確立のため、統一的な規格の検討及び制定、普及等の実施
- ⑤ 特用林産物の資材の安定供給、流通の適正化を図るため、竹林管理方法の検討・整理、竹材生産技術の実証活動及び特用林産物の産地判別手法等のマニュアル化等の実施

<補助率>

定額、1/2

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成18年度～22年度（5年間）

[担当課：林野庁経営課]